

改定後	改定前
建築設計基準の資料 平成 27 年 3 月 31 日国営整第 266 号 最終改定　令和 <u>7</u> 年 <u>8</u> 月 <u>4</u> 日国営設第 <u>86</u> 号	建築設計基準の資料 平成 27 年 3 月 31 日国営整第 266 号 最終改定　令和 6 年 3 月 25 日国営設第 209 号
第 2 章　設計	第 2 章　設計
2.1　共通事項	2.1　共通事項
2.1.1　バリアフリー法に関する事項 (中略) (2) 高齢者、障害者等の利用に配慮した設計方法については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(令和 <u>7</u> 年度　国土交通省)を併せて参照し、その趣旨を踏まえ、必要に応じて設計に反映する。	2.1.1　バリアフリー法に関する事項 (中略) (2) 高齢者、障害者等の利用に配慮した設計方法については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(令和 <u>2</u> 年度　国土交通省)を併せて参照し、その趣旨を踏まえ、必要に応じて設計に反映する。
2.5　外壁・屋根	2.5　外壁・屋根
2.5.2　防水・排水に関する事項 (中略) 6)　防水層の種別は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和 <u>7</u> 年版」による。	2.5.2　防水・排水に関する事項 (中略) 6)　防水層の種別は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和 <u>4</u> 年版」による。
2.8　各部・詳細	2.8　各部・詳細
2.8.4　便所に関する事項 (1) 一般便所は、次に掲げる事項を考慮する。 ①　高齢者、障害者等に配慮して、必要に応じて、便房に手すりを設ける。 ②　腰掛便座の横の壁に手すりを設ける場合は、水平手すりを腰掛便座の座面から 20～25cm 程度の高さ、垂直手すりを腰掛便座の先端から 25cm 程度の位置に設置する。 ③　小便器及び洗面器に手すりを設ける場合は、高齢者、障害者等の利用のしやすさに配慮して、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 ④　必要に応じて、一般便房（設備付）、車椅子使用者用便房又は乳幼児用おもむつ交換台（便房外に設けるもの）を設ける。 (2) 車椅子使用者用便房は、次に掲げる事項を考慮する。 ①　前方及び側方からの腰掛便座の利用を考慮し、腰掛便座の前方及び側方の寸法を確保し、洗面器等の設置位置に留意する。 ②　腰掛便座の両側に手すりを設ける。壁側の手すりは上記(1)②により、もう片側を跳ね上げ式の可動式手すりとする。 ③　洗面器は、車椅子使用者の円滑な利用を考慮した位置に設け、下部に車椅子で膝が入るスペースを確保する。 ④　鏡は、車椅子使用者の利用に配慮して、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から 100cm 以上の高さとする。 ⑤　手荷物置き台、フック等を設置する場合は、車椅子に座った状態で手が届く高さに設置する。 ⑥　座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、背もたれを設ける場合は、使いやすい位置に設置する。 (3) オストメイト対応の水洗器具を設ける場合は、水洗器具の近くに手荷物置き台、フック、鏡、着替え台等を設けるなど配慮する。	2.8.4　便所に関する事項 (1) 一般便所は、次に掲げる事項を考慮する。 ①　高齢者、障害者等に配慮して、必要に応じて、便房に手すりを設ける。 ②　腰掛便座の横の壁に手すりを設ける場合は、水平手すりを腰掛便座の座面から 20～25cm 程度の高さ、垂直手すりを腰掛便座の先端から 25cm 程度の位置に設置する。 ③　小便器及び洗面器に手すりを設ける場合は、高齢者、障害者等の利用のしやすさに配慮して、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 ④　必要に応じて、一般便房（設備付）、車椅子使用者用便房又は乳幼児用おもむつ交換台（便房外に設けるもの）を設ける。 (2) 車椅子使用者用便房は、次に掲げる事項を考慮する。 ①　前方及び側方からの腰掛便座の利用を考慮し、腰掛便座の前方及び側方の寸法を確保し、洗面器等の設置位置に留意する。 ②　腰掛便座の両側に手すりを設ける。壁側の手すりは上記(1)②により、もう片側を跳ね上げ式の可動式手すりとする。 ③　洗面器は、車椅子使用者の円滑な利用を考慮した位置に設け、下部に車椅子で膝が入るスペースを確保する。 ④　鏡は、車椅子使用者の利用に配慮して、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から 100cm 以上の高さとする。 ⑤　手荷物置き台、フック等を設置する場合は、車椅子に座った状態で手が届く高さに設置する。 ⑥　座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、背もたれを設ける場合は、使いやすい位置に設置する。 (3) オストメイト対応の水洗器具を設ける場合は、水洗器具の近くに手荷物置き台、フック、鏡、着替え台等を設けるなど配慮する。

改定後	改定前
(4) 大型ベッドを設ける場合は、次に掲げる事項を考慮する。 ① ベッドが開いた状態でも車椅子使用者が便所内に入れるよう配慮する。 ② 落下防止及び姿勢保持に配慮し、壁との距離を設定する。 (5) 乳幼児用おむつ交換台又は乳幼児用椅子を設ける場合は、利用者の移動の妨げとならないようにするとともに、乳幼児の安全性が確保されるよう、設置位置に留意する。 (6) 便所には、掃除用流し及び掃除具入れを設ける。 <u>(7) 便所における犯罪の防止又は抑止のため、次に掲げる事項を考慮する。</u> ① 隣接する便房との間の隔壁の上部及び下部に隙間を設けない。 ② 盗撮に用いられる機器等が設置されないよう、天井点検口はできる限り便房内に設けない。やむを得ず便房内に設ける場合は、鍵付きとする。 ③ 天井裏からの侵入を防ぐため、男子用便所、女子用便所、車椅子使用者用便房等を隔てる間仕切り壁は、できる限り上階の床スラブ下まで立ち上げる。 <u>(8) 男子用便所、女子用便所、車椅子使用者用便房等の間の遮音について考慮する。</u>	(4) 大型ベッドを設ける場合は、次に掲げる事項を考慮する。 ① ベッドが開いた状態でも車椅子使用者が便所内に入れるよう配慮する。 ② 落下防止及び姿勢保持に配慮し、壁との距離を設定する。 (5) 乳幼児用おむつ交換台又は乳幼児用椅子を設ける場合は、利用者の移動の妨げとならないようにするとともに、乳幼児の安全性が確保されるよう、設置位置に留意する。 (6) 便所には、掃除用流し及び掃除具入れを設ける。
2.10 外構	2.10 外構
2.10.2 構内通路・駐車場に関する事項 (1) 寒冷地及び多雪地においては、必要に応じて、ポーチ、傾斜路等の外周先端部を凍結深さより深く下げるなど、凍上による損傷の防止を図る。 (2) 縦断勾配が変移する車路では、通行速度により、車体と路面が接触する場合があるため、縦断勾配が変移する部分は、適切な縦断すりつけを行う。 (3) 多雪地においては、必要に応じて、ポーチ、傾斜路等のほか、屋外掲示板、給油口、消火栓等の周囲に融雪装置を設置するなど、凍結防止を考慮する。 (4) 多雪地において、融雪装置を設ける場合は、融雪水が滞留しないよう排水を確保する。 (5) 多雪地においては、雪の堆積スペースを設けるなど、積雪時における歩行者等用通路の安全かつ円滑な通行が確保されるよう配慮する。 (6) 歩行者等用通路は、必要に応じて、庇等の設置について考慮する。 (7) 車路と歩行者等用通路は、縁石、手すり、植込み等により、できる限り明確に分離する。 (8) 歩行者等用通路の勾配は、敷地状況等の理由がある場合を除き、次に掲げる事項を標準とし、車椅子使用者等の安全な通行に配慮する。 ① 縦断勾配は、1/20（５％）以下を標準とする。 ② 横断勾配は、1/50（２％）以下を標準とする。ただし、透水性舗装の場合は1/100（１％）以下とする。 ③ 縦断勾配を設ける箇所には、できる限り横断勾配は設けない。 (9) 歩行者等用通路の切下げ部の縁端、歩行者等用通路から車椅子使用者用駐車施設に出入りする箇所等は、車路より2 cm の高さを標準とする。 (10) 歩行者等用通路を車路とすりつける場合は、車路との境界から150cm 以上の平坦な部分を設ける。 (11) 自動車等の出入りの多い箇所等に、必要に応じて、視覚・聴覚により自動車等の接近を知らせる警報装置を設置するなど配慮する。 (12) 雨水排水設備及び建築設備の柵、マンホール等の位置については、舗装への影響を考慮する。 <u>(13) パーキング・パーミット制度に協力する施設においては、車椅子使用者用駐車施設の標識に、必要に応じて当該制度の協力施設である旨の表示等を行う。</u>	2.10.2 構内通路・駐車場に関する事項 (1) 寒冷地及び多雪地においては、必要に応じて、ポーチ、傾斜路等の外周先端部を凍結深さより深く下げるなど、凍上による損傷の防止を図る。 (2) 縦断勾配が変移する車路では、通行速度により、車体と路面が接触する場合があるため、縦断勾配が変移する部分は、適切な縦断すりつけを行う。 (3) 多雪地においては、必要に応じて、ポーチ、傾斜路等のほか、屋外掲示板、給油口、消火栓等の周囲に融雪装置を設置するなど、凍結防止を考慮する。 (4) 多雪地において、融雪装置を設ける場合は、融雪水が滞留しないよう排水を確保する。 (5) 多雪地においては、雪の堆積スペースを設けるなど、積雪時における歩行者等用通路の安全かつ円滑な通行が確保されるよう配慮する。 (6) 歩行者等用通路は、必要に応じて、庇等の設置について考慮する。 (7) 車路と歩行者等用通路は、縁石、手すり、植込み等により、できる限り明確に分離する。 (8) 歩行者等用通路の勾配は、敷地状況等の理由がある場合を除き、次に掲げる事項を標準とし、車椅子使用者等の安全な通行に配慮する。 ① 縦断勾配は、1/20（５％）以下を標準とする。 ② 横断勾配は、1/50（２％）以下を標準とする。ただし、透水性舗装の場合は1/100（１％）以下とする。 ③ 縦断勾配を設ける箇所には、できる限り横断勾配は設けない。 (9) 歩行者等用通路の切下げ部の縁端、歩行者等用通路から車椅子使用者用駐車施設に出入りする箇所等は、車路より2 cm の高さを標準とする。 (10) 歩行者等用通路を車路とすりつける場合は、車路との境界から150cm 以上の平坦な部分を設ける。 (11) 自動車等の出入りの多い箇所等に、必要に応じて、視覚・聴覚により自動車等の接近を知らせる警報装置を設置するなど配慮する。 (12) 雨水排水設備及び建築設備の柵、マンホール等の位置については、舗装への影響を考慮する。
2.11 各室設計	2.11 各室設計

改定後	改定前
<u>2.11.13 休養室又は休養所</u> <u>(1) できる限り職員が利用しやすい位置に設ける。</u> <u>(2) 出入口や廊下から直視されないよう目隠しを設けるなど、プライバシーの確保に配慮する。</u>	(新設)
2.11.14 設備関係諸室 (1) 設備機器からの騒音及び振動の伝搬を抑制するため、必要に応じて、防振基礎の設置、壁及び天井の吸音性・遮音性の確保等の対策を講ずる。 (2) 機械室、電気室等の扉は、外開きを標準とする。 (3) 床は、防じんを考慮したものとする。 (4) 蓄電池室の床は、設置する蓄電池の種類により、必要に応じて、耐酸性等を考慮したものとする。	2.11.13 設備関係諸室 (1) 設備機器からの騒音及び振動の伝搬を抑制するため、必要に応じて、防振基礎の設置、壁及び天井の吸音性・遮音性の確保等の対策を講ずる。 (2) 機械室、電気室等の扉は、外開きを標準とする。 (3) 床は、防じんを考慮したものとする。 (4) 蓄電池室の床は、設置する蓄電池の種類により、必要に応じて、耐酸性等を考慮したものとする。
2.11.15 自動車車庫 (1) 地階に設ける場合は、防災及び避難について考慮する。 (2) 必要に応じて、車止め、器具棚、器具庫、排水溝等を設ける。	2.11.14 自動車車庫 (1) 地階に設ける場合は、防災及び避難について考慮する。 (2) 必要に応じて、車止め、器具棚、器具庫、排水溝等を設ける。